談話室

変わる？日本の新規就農支援のゆくえ

非農家出身で農業を始める者である、「新規参入者」という言葉が政策用語として登場したのは、1982年に農政審議会がまとめた報告書だと言われている。その登場からおよそ40年が経過したが、この間、新規参入者を含めた新規就農者への国による支援はどのように変化したのだろうか。本稿では、国の新規就農施策を振り返るとともに、最近の新規就農をめぐる動きに触れながら、今後のゆくえを考えてみたい。

新規就農支援、この30年

国による就農支援の開始は、農林水産省の「新規就農ガイド事業」（1987年）であり、34年前のことである。ガイド事業は、地方自治体が独自に展開していた就農支援の情報を一元的に収集・整理し、就農希望者に伝えるための相談窓口を全国農業会議所および都道府県に設置する内容であった。

窓口には、80年代末のバブル真っ只中にもかかわらず、１年目から１日平均2.7人の相談者が訪れていた。当時は、インターネットなどで気軽に調べられる時代でなかったため、多くは具体的なビジョンを持たずに相談に来ていたことが記録として残されている。

1995年には、青年の新規就農を資金面などで支援する「就農促進法」が制定された。同法により就農支援資金が開始され、その後も名称や形を変えて同資金制度は継続している。

1990年代後半からは、就農希望者に対して情報提供やインターンシップなど、彼らと農業をつなぐ事業が展開された。大都市圏で開催されるニューファーマーズフェア（現：新・農業人フェア）（1997年）や「『農林業をやってみよう』プログラム」（2003年）などが挙げられるだろう。

2000年代は、各地の農業者や自治体がそれぞれ行っていた研修や支援を政策的にキャッチアップするような事業がみられるようになった。2008年のリーマンショックへの対策として導入された「農の雇用事業」が代表例であろう。同事業は、就農希望者を研修生として受け入れる経営体に対して費用の一部を補助する内容であった。

後継者のいない農業者と新規就農者をマッチングして研修を実施した後に経

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

営を移譲する「農業経営継承事業」(2008年)も開始された。試験的に始まった同事業は、新規就農には資金面などでハードルの高い酪農や果樹部門で取り組まれたが、様々な要因から継承まで至らない事例も報告された。

2012年には、農の雇用事業等の各種支援を「新規就農総合支援事業」として一連の対策をパッケージ化して提供するようになる。この時、目玉となったのが「青年就農給付金(現：農業次世代人材投資資金)」制度であった。現在はやや異なるが、準備型(2年)と経営開始型(5年)の最長7年間にわたり毎年150万円が支給される手厚い支援内容であった。

同制度では、新規就農者を「人・農地プラン」の中に位置づけることを支給の要件としていた。このため新規就農者は、地域農業のプレーヤーとして「人・農地プラン」に明確に位置づけられた。もはや、新規就農者を含めた新規参入者は、かつてのような地域農業の異端な存在ではなくなったのである。

新規就農支援のこれから

最近の就農支援を語る上で「継承」という用語がにわかに存在感を増している。代表的なのは、『令和2年 食料・農業・農村基本計画』で小見出しに「経営継承」という表現が用いられるとともに、本文にも「第三者への継承を促進する」と明記されたことである。

また、農業就業者の大幅な減少があらわとなった20年農林業センサスの結果を受けて、農水省では「農業人材の確保に向けた検討会」を設置し、これまで4回の会合を開いている。農業界に新風を吹き込んでいる若い農業関連企業の経営者や新規就農者など多様な人材からのヒアリングを行っている。

以上を踏まえると、多くの農業者が廃業していくなかで様々な経営資源を有効に利用するために農家子弟以外の新規就農者らへの「継承」方策が模索されている段階にある。今後、新たな経営継承の枠組みとそれを担保するような支援制度、ならびに教育制度の構築が希求されることになるだろう。

農業は仕事である以上楽しいことばかりではないが、筆者は若い新規就農者が他産業並みか、それ以上の可処分所得を得た上でやり甲斐を感じられるものになることを願ってやまない。若者が居住し続けられる農業・農村システムの確立を国民の課題として真に考えるべき段階に来ているということだろう。

(秋田県立大学 生物資源科学部 助教　高津英俊・たかつ ひでとし**)**

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/